



**DENTUREX**  
TREATMENT DENTURE FOR ORAL REHABILITATION

会則

## DENTUREX 会則

### 第1条（名称）

本スタディグループは「DENTUREX（デンチュレックス）」と称する。

### 第2条（目的）

本会は、世界初の「DENTUREX」総義歯トレーナー育成メソッドを活用し、下記を主たる目的とする。

1. 患者に義歯を使いこなすためのトレーニングを提供できる歯科医師およびトレーナーの育成
2. 歯科医師が自信を持って自費の総義歯を患者に提供できる環境の構築
3. 歯科医療の発展と受講生への継続的な教育・相互支援

- 専門人材（歯科医師・歯科技工士等）のネットワークの構築
- 将来にわたり自費の総義歯を製作できる歯科技工士の育成・支援および、その価値と技術の継承

### 第3条（活動内容）

本会は、以下の活動を行う。

- 総義歯トレーナーの育成および関連セミナー・講習会の企画・実施
- 受講生・認定トレーナー間の情報共有・研究およびネットワーク形成
- 指導用資料・教材等の作成および配布
- その他、本グループの目的達成に資する活動

### 第4条（会員資格）

- 本グループの理念・目的に賛同し、入会申込のうえ承認された者を会員とする。受講生は自動的に会員となるものとする。
- 会員は、受講（修了）生・認定トレーナー・講師・運営メンバー等を含む。
- 会員はいつでも退会できる。ただし、既納の会費・参加料等は返還しない。

### 第5条（会員の権利および義務）

- 会員は、DENTUREX関連の各種講習・イベント・グループ内交流に参加することができる。
- 会員は、本グループの名誉にかかる行為、秘密・教材等の無断公開や誹謗中傷等を行ってはならない。
- 会員は、運営が定める情報管理および守秘義務を遵守するものとする。

### 第6条（役員・運営）

- グループに代表（または運営責任者）1名を置く。
- 活動規模に応じて、運営委員や会計等を任命できる。

### 第7条（会議および意思決定）

- 活動方針、規約の改定、重要事項は、代表または運営会議で決定する。
- 会員は主要な案件について意見を提出できる。

### 第8条（会費・費用）

- 必要に応じて年会費・参加費を徴収する場合がある。
- 金額や徴収方法は、都度運営で別途定める。

### 第9条（情報・資料の管理）

- グループ内の情報・教材・ノウハウ等の著作権は、原則として運営に帰属し、無断複製・転載を禁じる。
- 会員・講師・トレーナーによる教材の改変・外部配布・再使用は、事前に許可を得ることなく行ってはならない。

### 第10条（除名・資格喪失）

- 会員が本規約に違反した場合、またはグループの名誉を著しく傷つけた場合は、運営の決定により除名または資格停止とすることができます。

## **第11条（会則の改定）**

本会則の改定は、代表および運営会議で決議し、会員に周知するものとする。

## **附則**

本会則は2024年7月20日より施行する。

2025年7月20日

DENTUREX代表

鈴木英史